

障害福祉に係る次期計画の策定について

1 障害福祉に係る次期計画の策定について

2026 年度は、障害のある人が地域で安心して暮らせるための総合的な計画である「あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の、計画期間の最終年度に当たることから、新たに次期計画を策定する。

なお、本県の障害者施策の進むべき方向性を示す羅針盤として、実効性の高い総合的な計画とするため、引き続き、障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定していく。

（愛知県障害者自立支援協議会、愛知県障害者施策審議会において検討）

2 計画の内容について

（1）障害者計画

計画策定にあたっては、**障害者基本計画（第 5 次）（2023（令和 5）年 3 月 14 日閣議決定）**を基本とする。

○「保健・医療の推進」に関する基本的考え方（抜粋）

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行う。また、入院中の精神障害者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進める。また、精神障害者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、切れ目のない退院後の支援に関する取組を行う。

障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る。

あわせて、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を着実に進める。

（2）障害福祉計画・障害児福祉計画

計画策定にあたっては**障害福祉計画基本指針（2026（令和 8）年 3 月 31 日改正）**に即して作成する。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
数値目標とする項目	国指針における目標値
精神障害のある人の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数	2029 年度において、精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を、319.3 日以上とすることを基本として、目標を設定する。 ※ 目標の設定時点で上記以上である場合は、それ以上とすることを基本とする。
精神病床における 1 年以上長期入院患者数	2029 年度末において、精神病床における 1 年以上入院患者数（65 歳以上、65 歳未満及び 75 歳以上並びに 40 歳上の認知症である者）を、基本指針に掲げる指揮により算定した数とすることを目標として設定する。
精神病床への 30 日以上の再入院率	2029 年度において、精神科病院を退院した精神障害者の再入院率を、下記とすることを基本として、目標を設定する。 退院後 90 日時点 10.3%以下 退院後 180 日時点 17.4%以下 退院後 365 日時点 25.7%以下 ※ 目標の設定時点で上記以下である場合は、それ以下とすることを基本とする。
心のサポーター数	2033 年度末までに、心のサポーター数が全国で 100 万人以上となることを基本として、目標を設定する。
住民のこころの状態	K 6 という尺度を活用し評価することを基本とする。

（参考）「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について」（参考資料 2 参照）

3 第 8 期障害福祉計画（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築）について

2017 年 2 月にまとめられた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」では、「入院医療中心から地域生活中心」という政策理念に基づく施策をより強力に推進するための新たな政策理念として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が打ち出され、本県においてもこの理念を踏まえ、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、取り組む。

（第 7 期障害福祉計画の成果目標）

- ① 地域における平均生活日数
- ② 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）
- ③ 精神病床における早期退院率

（第 8 期障害福祉計画の精神保健福祉に関する目標）**検討中**

	項 目	目 標 値
目標①	精神障害のある人の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数の増加	精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 322.6 日以上とする。
		（設定方法） 国の基本指針に即して設定
目標②	精神病床における 1 年以上長期入院患者数の減少	2029 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数、65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を次のとおりとする。 精神病床における慢性期入院需要 （1）65 歳以上患者数 3,020 人 （2）65 歳未満患者数 2,197 人
		（3）75 歳以上患者数 （目標値算出方法確認中）人 （4）40 歳以上認知症である患者数（目標値算出方法確認中）人
		（設定方法） 国の算定式により設定
目標③	精神病床への 30 日以上の再入院率の低下	2029 年度における精神科病院を退院した精神障害者の 30 日以上の再入院率を以下のとおりとする。 （1）退院後 90 日時点 9.9%以下 （2）退院後 180 日時点 16.5%以下 （3）退院後 365 日時点 24.1%以下
		（設定方法） 国の基本指針に即して設定
目標④	住民のこころの状態	K 6 という尺度を活用し評価を行う。
		（設定方法） 国の基本指針に即して設定

（参考）過去の策定状況

障害者計画			障害福祉計画・障害児福祉計画		
区分	策定年度	計画期間	区分	策定年度	計画期間
第 1 期	2000 年度	2001～2010 年度	第 1 期	2006 年度	2006～2008 年度
			第 2 期	2008 年度	2009～2011 年度
第 2 期	2010 年度	2011～2015 年度	第 3 期	2011 年度	2012～2014 年度
			第 4 期	2014 年度	2015～2017 年度
第 3 期	2015 年度	2016～2020 年度	第 5 期 第 1 期（児）	2017 年度	2018～2020 年度
			第 6 期 第 2 期（児）	2020 年度	2021～2023 年度
第 4 期	2020 年度	2021～2026 年度	第 7 期 第 3 期（児）	2023 年度	2024～2026 年度
			第 8 期 第 4 期（児）	2026 年度	2027～2029 年度 【3 年間】
第 5 期	2026 年度	2027～2032 年度 【6 年間】	第 9 期 第 4 期（児）	2029 年度	2030～2032 年度